

快適住まいのリフォーム事業概要

○事業の目的

住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上と住まいの長寿命化、省エネ・寒冷地仕様化、バリアフリー化のため、子育て世帯をはじめとした町民が実施する住宅リフォームに要する費用の一部を補助することにより、町内でいつまでも快適に暮らすための居住環境の整備並びに建設業の振興を図ることを目的とする。

○定義

- (1) 住宅とは、個人が所有している戸建ての専用住宅又は戸建ての店舗併用住宅で、居住の用に供するものをいう。
- (2) リフォーム工事とは、別表に掲げる工事をいう。
- (3) 町内建設業者とは、斜里町建設工事等指名競争入札参加資格者及び斜里町小規模修繕契約希望者に登録されている、町内に独立した事業所を有する建設業を営む者をいう。
- (4) 子育て世帯とは、母子健康手帳の交付を受け出産を予定している者および中学3年生もしくは義務教育学校9年生までの子どもがいる世帯をいう。
- (5) 寒冷地向け住宅高断熱化工事（以下、高断熱化工事という。）とは、別紙1に定める判断基準に適合するものをいう。
- (6) 斜里町に住所を有する予定の者とは、申請時点で斜里町以外の市区町村に住民登録をしている者であって、斜里町に居住しようとするものをいう。
- (7) エコ住宅設備とは、国による省エネ住宅エコポイントの事務局に登録された型番の設備をいう。

○補助対象者

- (1) 斜里町に住所を有する者でリフォームを行う住宅の所有者。
 - (2) 斜里町に住所を有する予定の者で町内の住宅を取得し、リフォームした住宅に入居することを確約する者。（※1）
 - (3) リフォームを行う住宅の所有者全員及び同一世帯に属する者全員が、斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例（平成16年斜里町条例第23号）第2条第1号に定める町税等を滞納していないこと。
 - (4) 斜里町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年斜里町条例第14号）第2条1項に規定される暴力団員でない者。
- （※1） 確約には、リフォーム後6か月以内に入居することを条件とする。ただし、期限内に入居ができない正当な理由を書面により提出し、町長が認めた場合はこの限りではない。

○補助対象住宅

- (1) 町内に存する住宅であること。
- (2) リフォームの着手時において、建築後5年を経過していること。
- (3) 町内建設業者が自ら工事を行う住宅。
- (4) リフォームに要する費用（消費税を除く。以下同じ。）が30万円以上であること。（※2）
- (5) リフォームが各年度末までに完了すること。

（※2）リフォームに要する費用には、次に掲げる各号の費用は含まないものとする。

- (1) 居住部分と居住以外の部分を併せて改修工事する場合は、その居住以外の部分の改修工事に要した費用
- (2) 国、北海道、斜里町及びその他公共的団体から交付金等を受けた場合は、その対象額の算定基礎となった費用

○補助金の交付

補助金の交付は、同一住宅かつ同一名義人について1回限りとする。ただし、複数の住宅を所有している場合は、現に住んでいるもののほか住宅1件までの利用に限る。

○補助金の額

補助金の額は、リフォームに要する費用の100分の10以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で上限は30万円とする。ただし、寒冷地向け住宅高断熱化工事を行った場合は、リフォームに要する費用の100分の15以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で、上限は45万円とし、子育て世帯は、リフォームに要する費用の100分の20以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で、上限は60万円とする。

○補助金の申請に必要なもの

【申請書類】 補助金交付申請書

【添付書類】

- (1) 申請者及び同一世帯に属する者の住民票の写し
- (2) 建物の所有権及び建築月日が証明できる文書の写し（建物登記事項証明書又は登記済証・建築基準法による検査済証・固定資産税課税台帳、売買契約書等）
- (3) 申請者及び同一世帯に属する者の町税や公共料金等の納入状況調査同意書及び第4条第2項2号で規定した事項に関する調査の同意書(様式第1号)
- (4) 工事見積書の写し（補助対象工事とその他の工事を分離したもの）
- (5) 工事契約書の写し
- (6) 建物の位置図及び工事箇所の図面及び写真（着工前の状況）
- (7) 住宅の見取り図及び面積表（非居住部分を含む住宅で屋根、外壁を改修する場合）
- (8) エコ住宅設備への改修を行う場合は、住宅エコポイント対象製品であることを証明できるもの
- (9) 高断熱化工事を行う場合は、部位毎の使用資材の熱貫流率、熱伝導率がわかるもの
- (10) 斜里町暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書(別記様式1)

- (11) 出産を予定している者の場合は母子健康手帳の写し
- (12) 住所を有する予定の者の場合は、確約書
- (13) その他、町長が必要と認めた書類

○補助金の交付決定の取消し

町は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 第3条及び第4条の条件を満たさないとき。
- (3) 補助対象住宅の転売を目的として住宅リフォーム工事を行ったと認められるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金の支払いを受けたとき。

○リフォーム工事の内容

工事の種類	工 事 の 内 容
増築工事	既存の住宅部分のない場所に新たに住宅部分を建築する工事
改築工事	既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事
改修工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の耐久性を高める改修工事（長寿命化型リフォーム） <ul style="list-style-type: none"> ・屋根・外壁の塗装及び更新、老朽水道管の更新 2 省エネ性能を高める工事（省エネ型リフォーム） <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地向け住宅高断熱化工事【※1】 ・エコ住宅設備の設置【※2】 ・サッシの取り替え、断熱材の改修 3 安全に住み続けるための工事（バリアフリー型リフォーム） <ul style="list-style-type: none"> ・床段差解消、手すり設置、廊下幅などの拡張 4 上記以外の一般修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・床・壁・天井の内装仕上げ材の塗替、張替等 <p>【※1】別紙1に定める判断基準に適合するもの。 【※2】国の省エネ住宅エコポイント事務局に登録されている製品であることが証明されるもの</p> 5 対象としないもの <ul style="list-style-type: none"> ・カーテン、家具等の調度品の購入、設置に要する費用 ・電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事 ・別棟の車庫、物置、庭等、居住以外の部分の工事 ・法令などに適合していない住宅及びリフォーム後、法令に適合しない住宅

快適住まいのリフォーム事業補助金 申請から補助金交付までのフロー図

申請者

斜里町

